



2025年5月2日

各位

会社名	三菱商事株式会社
代表者名	代表取締役 社長 中西 勝也 (コード:8058、東証プライム)
問合せ先	広報部 報道チームリーダー 平山 康司(03-3210-2171)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の3名の株主様より、2025年6月20日開催予定の2024年度定時株主総会において、株主提案(以下「本株主提案」)を行う旨の書面を受領しております。

本株主提案は、別紙記載のとおり、①監査等委員会の財務リスク監査に係る情報開示を定款に規定すること及び②パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示を定款に規定することを求めるものです。

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、本株主提案についてはいずれも反対することを決議いたしましたのでお知らせいたします。尚、本意見は、本株主提案の議案①に関する監査等委員会での議論を経て、取締役会で決議したものとなります。

記

#### 1. 本株主提案の内容

別紙をご参照ください。

#### 2. 当社取締役会意見

##### ■ 議案①. 定款の一部変更の件(監査等委員会の財務リスク監査に係る情報開示)について

本議案に反対いたします。

以下(1)に記載のとおり、当社監査等委員会の監査の対象には本株主提案で求められている財務リスク等のリスク管理体制も含まれており、監査活動及び結果については既に各種開示資料で開示しています。また、以下(2)に記載のとおり、監査の一環として行われる個別のリスク評価の根拠や評価の基準その他の枠組みの策定・開示を義務付けることは、当社監査等委員会による監査活動の性質に照らして適切でないことから、本議案の内容を定款に規定するべきではないと考えています。

##### (1) 当社監査等委員会による監査の実施状況

###### (a) 監査対象

当社監査等委員会は、会社法等の諸法令や定款・諸規程等に従い、以下を含む事項の監査を行っており、本株主提案で求める財務リスク等のリスク管理体制についてもこれらの監査の対象となっています。

- 取締役会の意思決定の過程
- 取締役の職務の執行状況
- 内部統制システムの構築・運用の状況等

#### (b) 監査活動の内容

各監査等委員は、監査等委員である取締役として取締役会に直接出席することで、取締役会の意思決定過程が適切であることを確認しています。また、監査等委員会は、以下のような監査活動を通じて、取締役会の決定する経営の基本方針に沿って業務が遂行されているか、取締役会がリスク管理体制も含めた内部統制システムを整備し、その運用状況を適切に把握し対処しているかを確認しています。

- 経営・業務執行責任者との対話
- 主要な社内経営会議への出席
- 国内外のグループ会社への往査・視察

また、内部監査機能を担い統括する監査部との実効的な連携等を通じて、監査の実効性を高めています。

#### (c) 監査活動の状況や監査結果の開示

これらの監査等委員会の活動状況及び監査結果については、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議の内容及びその運用状況に関する監査の結果を会社法に基づく監査報告書に記載しているほか、ウェブサイト、統合報告書、コーポレートガバナンス報告書、その他各種の開示資料で開示しています。このように、監査等委員会の活動状況及び監査結果の開示については、会社法に基づく監査報告書に限らず、様々な開示の在り方があり、ステークホルダーの皆様への適切な情報開示の観点から検討し対応しております。

### (2) 当社監査活動の性質

当社監査等委員会は、経営課題や外部環境等を総合的に検討した上で重点監査項目を設定し、毎年の監査計画を策定しています。また、実際の監査においては環境の変化に応じた柔軟かつ機動的な判断が求められるとともに、経営全般を様々な視点から総合的に評価することが求められます。このような状況の変化に応じた監査項目の設定や、多様な視点が求められる監査活動の性質に照らすと、監査等委員会による個別のリスク評価の根拠や評価の基準その他の枠組みを網羅的に明示することはその性質になじまず、かかる事項の策定・開示を会社を運営する上での基本的な事項を定める定款において義務付けることは適切ではありません。

この観点から、当社において常勤監査等委員は、当社全社経営や財務・会計・法務・リスク管理、その他の知識・経験を有する者から、社外監査等委員は、企業経営に関する多様かつ豊富な知識と経験及び監査・監督に資する専門性(事業経営や財務・会計・リスク管理・法務・環境・社会等を含む

がこれらに限られない)を有する者から、株主総会決議を通じて株主の皆様の承認を得て選任されています。

以上の理由から、当社は本議案に反対いたします。

## ■ 議案②. 定款の一部変更の件(パリ協定に基づく 1.5 度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)について

本議案に反対いたします。

当社は、以下(1)に記載のとおり、本株主提案で求められている気候変動に関する移行リスク・機会\*1 及び物理的リスク\*2 に起因する財務的影響の見通し及びこれらの影響の度合いについては、遅くともサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の開示基準の適用開始時期までに開示を行うべく、既に準備を進めています。それに先立ち、上記リスク・機会に関するシナリオ分析も実施し、その詳細内容を開示しています。加えて、以下(2)に記載の当社業務執行に対する制約に鑑みると、本議案の内容を定款に規定するべきではないと考えています。

\*1 気候変動対策が進み、世界の平均気温の上昇幅が産業革命以前に比べて2℃又は1.5℃以内に抑えられる世界に移行した場合に企業が直面するリスク/機会。

\*2 自然災害の激甚化や気温・降水変化等、気候変動が進んだ場合に企業が直面するリスク。

### (1) 移行リスク・機会及び物理的リスクの分析、開示

当社は、気候変動が重大なリスクをもたらすものである一方で、イノベーションや新規事業の実現を通じ新たな事業機会をもたらすものであるとの認識の下、当社が事業活動を通じて解決していく重要な社会課題であるマテリアリティの一つに「脱炭素社会への貢献」を掲げ、持続可能な成長を目指す上での対処・挑戦すべき重要な経営課題の一つとしています。また、ポートフォリオの脱炭素化と強靱化の両立に向けて、各事業についての気候変動のリスク・機会を適切に把握し、それらを踏まえた事業戦略を策定することが重要であると考えています。

その観点から、2019 年度より気候シナリオを用いたシナリオ分析を実施しています。具体的な取り組み内容は以下のとおりです。

- 移行リスク・機会を把握・管理するため、「天然ガス/LNG」「原料炭」「再生可能エネルギー」の3事業を対象に、2050年ネットゼロ実現を前提とした1.5℃シナリオ分析を実施し、各事業に対する影響及びそれを踏まえた事業方針・取組み等を開示しています。
- 物理的リスクを把握・管理するため、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が定める最も温暖化が進むシナリオ(RCP8.5シナリオ)等を用いてポートフォリオを分析し、物理的リスクの影響を受ける可能性が高いと判断された資産において現状の対策及び今後の対応方針を開示しています。

また、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)及びその本邦における基準であるサステナビリティ基準委員会(SSBJ)の開示基準に沿った開示を行うべく準備を進めています。当該開示においては、既に開示済みの上記分析も含め、気候変動リスクの財務的影響についての開示を一層拡充していく予定です。

### (2) 当社業務執行に対する制約

定款は会社法に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものであり、各種リスクに起因する財務的影響の見通しや、これが将来における資本支出に影響を及ぼす度合いに係る定量的評価の開示といった個別具体的な事項を規定することは、経営環境の変化に応じた機動的かつ迅速

な業務執行や方針の策定・変更の重大な支障となり、当社の企業価値の毀損につながるおそれがあるため、適切ではありません。

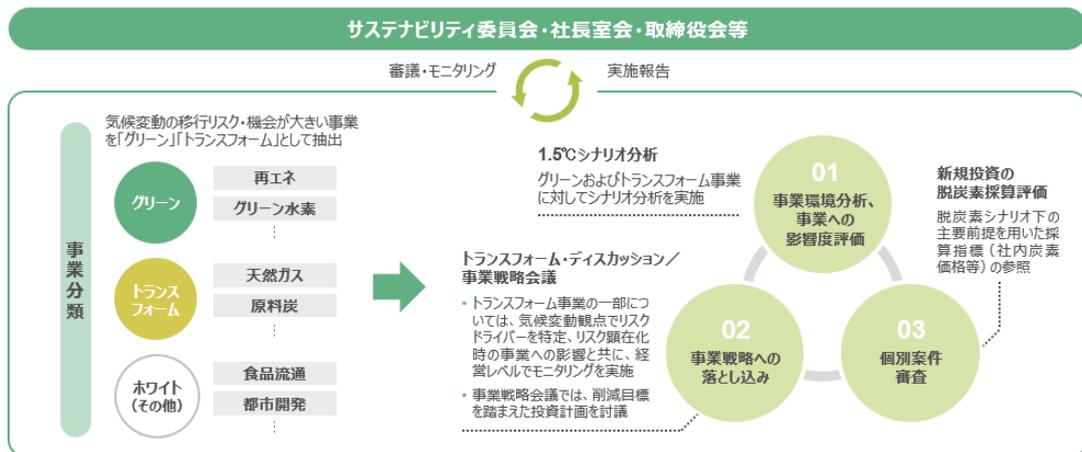
以上の理由から、当社は本議案に反対いたします。

### 3. 気候変動に対する当社の具体的な取組

当社は、2021年10月に「カーボンニュートラル社会へのロードマップ」(以下「ロードマップ」)を策定し、2050年の温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロを目標とすることを宣言しました。また、資源・エネルギーをはじめとするさまざまな事業に携わってきた当事者として、エネルギーの安定供給責任を全うしつつ、カーボンニュートラル社会の実現に向けて脱炭素との両立を目指しています。

#### (1) ポートフォリオの脱炭素化と強靱化を両立させるメカニズム

当社は、気候変動に対応するサステナビリティ施策として、下図に示すポートフォリオの脱炭素化と強靱化を両立させるメカニズムを導入しています。



このメカニズムの基礎となる事業分類(MC Climate Taxonomy)では、当社の全事業を対象に、気候変動の移行機会が大きいものを「グリーン事業」、移行リスクが大きいものを「トランスフォーム事業」、どちらにも該当しないものを「ホワイト事業」と3つに分類しています。この事業分類結果も踏まえ、①事業環境分析・事業への影響度評価を目的とした「1.5°Cシナリオ分析」(次項にて詳述)、②特定の事業に対する気候変動関連のリスク項目の特定及び現状・動向把握を行い、それら項目への影響を討議するための「トランスフォーム・ディスカッション」と、事業戦略会議における「削減目標を踏まえた投資計画の討議」を通じた事業戦略への落とし込み、③気候変動シナリオを用いた採算評価を実施し、投資判断における討議に活用する「新規投資の脱炭素採算評価」等の各種施策を行っています。

なお、これらの施策実施状況を含めた気候変動に係る基本方針や重要事項は、サステナビリティアドバイザリーコミッティーを通じた社外有識者からの意見やアドバイスを踏まえつつ、社長室会の下部委員会であるサステナビリティ委員会にて討議・確認した上で、経営執行における意思決定機関である社長室会にて審議・決定するとともに、取締役会規則に基づき、定期的に取り締役に報告し、取締役会による監督が適切に図られるよう体制を整えています。

#### (2) 移行リスク・機会、物理的リスク分析

##### (a) 移行リスク・機会分析

当社では、2050年ネットゼロ実現を前提とした1.5°Cシナリオ分析を通じ、移行リスク・機会の分析と開示を行っています。具体的には、国際エネルギー機関(International Energy Agency: IEA)が公表するネットゼロシナリオと主要な前提を整合させた上で、地域別・商材別の需要といったより細かい粒度のデータを含むシナリオを策定・参照して分析を行っています。上述の「MC Climate Taxonomy」に基づき「トランスフォーム事業」に分類された事業のうち、資産規模が特に大きい「天然ガス/LNG」・「原料炭」についてリスク分析を、「再生可能エネルギー」について機会分析を行い、分析結果を開示しています(※)。

当該分析を通じ、社会全体の脱炭素化が急速に進行する前提の1.5°Cシナリオ下においても、当社の事業は強靱性を有するものと評価していますが、引き続き最新の気候シナリオを踏まえながら分析のアップデートを行っていきます。

### (b) 物理的リスク分析

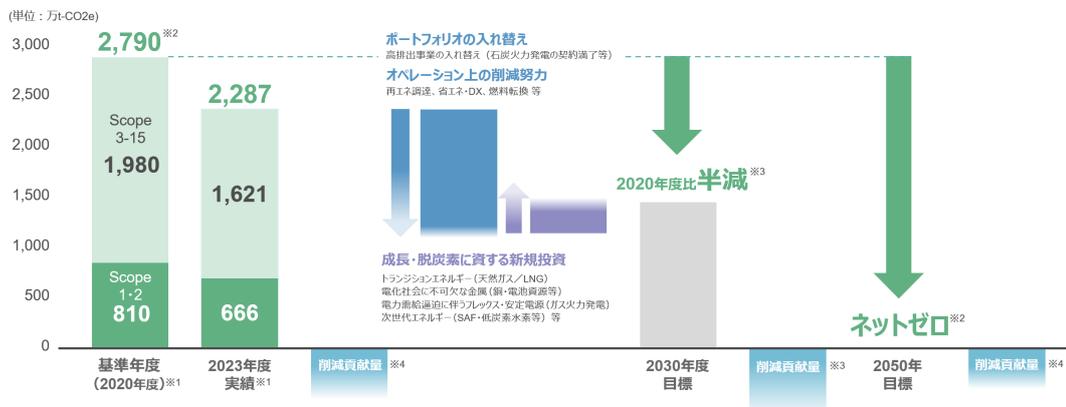
当社は、世界各地で展開する事業を通じて脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めており、それぞれの事業や資産が潜在的な気候変動リスクに晒されていることを認識しております。そのため、前述の1.5°Cシナリオ分析に加え、物理的リスク(冠水、渇水、気温上昇等)が当社にもたらし得る影響についても分析を行っています。重要資産の特定と、気候モデルによる将来予測を用いたスクリーニングを踏まえ、豪州の「原料炭」事業とチリの「銅」事業を対象とした詳細な分析を行い、結果を開示しています(※)。

当該分析結果も踏まえながら、物理的リスクの激甚化に備え、事業現場において耐性を高めるための取り組みを進めています。

※詳細な分析結果は、当社[ウェブサイト サステナビリティページ](#)をご参照下さい。

### (3) 温室効果ガス(GHG)排出量の削減計画とこれまでの実績

当社はロードマップで示したGHG削減目標(2030年度半減(2020年度比)、2050年ネットゼロ)の達成に向け、(1)で示した施策に取り組んでいます。2023年度のGHG排出量は基準年度である2020年度の2,790万トン比18%減の2,287万トンとなっています。

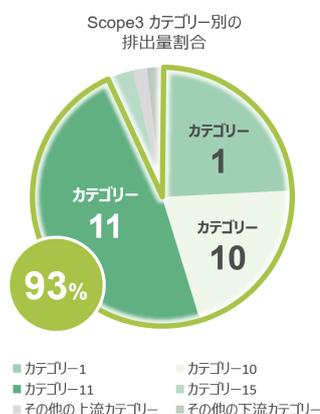


※1 GHG算定基準の出発点(基準年)から財務支配力基準への変更等に伴いリスタートを実施  
 ※2 基準年度数値には火力発電・天然ガス事業の投資意思決定済みがGHG未排出の想定での排出量、および一部稼働開始済み事業のフル稼働に向けた増設に発生する排出増加額を含む  
 ※3 削減努力が完了した上で削減目標未達の場合は、削減努力を強化し目標達成を目指す。また、GHG排出削減目標に添った削減計画や施策は、技術開発・経済性・政策/制度支援などの進捗に応じて柔軟に変更  
 ※4 削減貢献量によるオフセットは行わない。なお、削減貢献量のガラスはイメージ図であり、実績値はESGデータに影響

引き続きGHG排出削減目標達成に向けた努力を継続するとともに、社会全体の排出削減に貢献する低・脱炭素化事業に取り組んでいきます。

### (4) Scope 3 排出量の開示拡充

当社は、Scope 3 の大部分を占めるカテゴリ11 の排出量を開示していましたが、ステークホルダーからの開示に対する要請が高まっていることに加え、今後の法定開示義務化等を見据え、2025年4月に Scope 3 の全カテゴリの 2023 年度実績を開示しました。このように、当社はステークホルダーの要請に応えるべく気候変動関連開示を行ってきており、今後も更なる開示の拡充に努めていきます。



2023年度実績	カテゴリ	排出量 (万tCO <sub>2</sub> )		割合 (%)
		出向比率基準 (開示済み)	財務支配力基準 (新たに開示)	
1	購入した製品・サービス	—	11,612	24.2%
2	資本財	—	80	0.2%
3	Scope1、2に含まれない燃料およびエネルギー活動	—	160	0.3%
4	輸送、配送 (上流)	—	480	1.0%
5	事業から出る廃棄物	—	40	0.1%
6	出張	—	1	0.0%
7	雇用者の通勤	—	10	0.0%
8	リース資産 (上流)	—	55	0.1%
9	輸送、配送 (下流)	—	315	0.7%
10	販売した製品の加工 ※一部カテゴリ11から移動	—	10,100	21.1%
11	販売した製品の使用 ※2021年度より開示済み	35,345	22,906	47.8%
12	販売した製品の廃棄	—	517	1.1%
13	リース資産 (下流)	—	31	0.1%
14	フランチャイズ	—	10	0.0%
15	投資 ※附属目標対象 (関連会社Scope1/2)	—	1,621	3.4%
合計			47,938	100.0%

※原料炭※

※パートナーの資源メジャー企業を参考に、原料炭に起因する排出をカテゴリ11ではなく、10での計上へと変更

## (5) ステークホルダーエンゲージメント

当社は、全てのステークホルダーの皆さまと建設的な対話を実施し、そこで得られた示唆を施策の立案・実行に還元していくことが、継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図る上で重要だと考えています。

社外取締役や CSEO も出席する形でのステークホルダーとの対話に注力し、サステナビリティに関する取り組み方針の説明および意見収集を行う機会を設けております。2024 年度は、気候変動に関しては、約 40 回の対話を投資家・NGO 団体と実施しました。

これらの対話を通じて、低・脱炭素社会への移行に向けた当社戦略への期待や、化石燃料を巡る個別案件への取組方針に関して、各ステークホルダーの見地からいただいた貴重なご意見を踏まえ、施策をアップデートするとともに、その実施状況等についても適時・適切な開示を進めていきます。

以上

議案1 定款の一部変更の件（監査等委員会の財務リスク監査に係る情報開示）

提案内容

以下の条項を、本会社の定款に追加的に規定する。

第5章 監査等委員会

第30条 監査等委員会の財務リスク監査の開示

本会社は、不正行為や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、並びに取締役の職務執行の妥当性を監査する監査等委員会の職責を踏まえ、本会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

- 1 本会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための本会社の戦略、方針及びプロセスの妥当性に関する監査等委員会の評価(リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて本会社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。)、並びにその評価の根拠
- 2 本会社が特定した重要課題に関連する本会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、また、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国外不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク(気候関連財務リスク等)に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資するものである。(399文字)

議案2 定款の一部変更の件(パリ協定に基づく 1.5 度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

#### 提案内容

以下の章を新設し、本会社の定款に追加的に規定する。

#### 第 章 (気候変動関連リスク管理)

#### 第 条 (パリ協定に基づく 1.5 度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

本会社の「2050 年の GHG 排出量ネットゼロ」宣言、パリ協定 (1.5 度目標の追求)へのコミットメント、気候変動による物理的リスクに伴う経済的コストの予測、及び本会社の事業計画を踏まえ、本会社は以下の事項について定量的評価を開示する。

1. 1.5 度の温暖化シナリオの下で、本会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある移行リスクに起因する財務的影響 (潜在的な資産減損を含む。)の見通し
2. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)が提示する「現行政策シナリオ(Current Policies Scenario)」等、気候科学に基づく、パリ協定気温目標をオーバーシュートするその他のシナリオを前提に、本会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある物理的リスクに起因する財務的影響 (潜在的な資産減損を含む。)の見通し
3. 上記1)及び2)のリスクに起因する財務的影響の見通しが、将来における資本支出の評価及び意思決定プロセスに及ぼす影響の度合い

当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、また、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

#### 提案理由

本提案は、1.5 度上昇シナリオ及びオーバーシュートシナリオ下での資本支出計画など、複数の気候シナリオ下で予測される財務的影響の開示を求めるものである。

当社事業の現状は、MSCI の分析では気温上昇 3.2 度シナリオに相当する水準であるため、パリ協定目標達成に向けた政策・市場変化に起因する資産減損等の移行リスクに晒されているが、当社はこれらの財務的影響についての評価を開示していない。

気候科学によれば、1.5 度の温暖化シナリオが気候関連の財務リスクが最も低く、2.3 度まで上昇した場合、その物理的影響による日本経済の損失は 2050 年までに約 952 兆円に達すると試算されている。

本提案が求める開示は、気候変動が当社の財務安定性と将来収益性にどのような影響を及ぼしうるかについての投資家の十分な理解を促進し、透明性の向上により、株主との建設的な対話が促され、中長期的な企業価値の向上にも資するものである。(398文字)